

令和 7 年度第 1 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 9 月 3 0 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 7 0〕

① 件 名
旅費制度の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員の事務負担の軽減を図る観点から、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び旅費の支給対象の見直し等を行うほか、国費の適正な支出を確保するため、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号。以下「旅費法」という。）」の改正等が行われ、令和 7 年 4 月 1 日に施行された。 【目的】 旅費法の改正等による国家公務員における対応を踏まえ、本市においても旅費制度の見直しを行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 【総合計画との整合性】 総合計画の位置付け：有・無】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 5 月 1 5 日 「国家公務員等の旅費に関する法律」の改正（令和 7 年 4 月 1 日施行） 9 月 2 6 日 「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」の制定（同上） 1 2 月 2 0 日 「国家公務員等の旅費支給規程」の改正（同上）
⑤ 主な内容
1 見直しの内容 (1) 実費支給に重きを置いた旅費の種目及び内容の見直し - 一部の旅費種目について、「定額支給」から実態に即した「実費支給」に改める。 - 宿泊費の支給額は、宿泊に係る特別な事情がある場合を除き、宿泊先の区分に応じて定める宿泊費基準額を上限とした実費額とし、広域圏内に宿泊した場合の減額規定を廃止する。 - 宿泊手当の支給額は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として 1 夜（1 泊）につき 2, 4 0 0 円とし、宿泊費に食事代が含まれる場合は減額する。 (2) 急行料金等に係る距離制限の廃止 鉄道賃の特別急行列車又は普通急行列車の座席指定料金に係る距離の制限を廃止するほか、航空賃についても距離要件の規定を廃止する。 (3) 「包括宿泊費」の新設 交通費と宿泊費が一体となった「パック旅行代」に関する旅費種目として「包括宿泊費」を新設し、旅行代理店等への直接支払いを可能とする。 (4) 旅費の返納に係る規定の新設 旅行者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、返納に係る規定のほか、今後の給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる規定を設ける。 (5) 外国旅行の旅費の取扱いの見直し 外国旅行の旅費は、国家公務員の外国旅行の規定の例により、その都度、任命権者が市長と協議して定める規定を設ける。 ※詳細は別紙のとおり。

2 改正が必要となる条例 (1) 全部改正 ・石巻市職員等の旅費に関する条例 (2) 一部改正 石巻市職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、当該条例の規定を引用又は準用している条例について所要の改正を行う。 ・石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ・石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 ・石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 ・石巻市証人等に対する実費弁償に関する条例 ・石巻市議会議員及び市長等の選挙における選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 ・石巻市消防団条例 ・石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） 【影響・効果】 時代に即した社会・経済情勢の変化への対応のほか、職員の事務負担軽減を含めた適正・適切な事務執行が図られる。 【市財政の負担】 影響額としては、宿泊費では増額が見込まれる一方、現行の日当から宿泊手当に変更となることによる減額などがあり、総額では改正前と同程度となる見込み。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討 気仙沼市、栗原市：令和7年4月1日施行 宮城県内各市（大半）：令和8年4月1日施行（予定）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 令和7年10月 令和8年度当初予算要求 12月 市議会第4回定例会に石巻市職員等の旅費に関する条例等の改正について提案 （施行予定年月日：令和8年4月1日） 令和8年 2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
⑨ その他